

パブリック・コメントで寄せられた意見への対応（事務局案）

対応：全部または一部を提言に反映する，：提言に含まれており特段の変更なし，：その他（検討の参考等）

番号	意見要旨	対応	対応
1	個人情報の保護について，その他の課題で触れて欲しい。個人情報の漏洩やフィッシング詐欺なども大きな問題になっている。		記述内容を充実する。（番号 5-6 参照）
2	「これをしていかなければならない」というトーンが多いように感じる。人権文化を推進することが明るい社会になるというようなプラスイメージをもっと出した方がよい。更にその中に身近な具体的な例があればより理解しやすいのではないか。		最終まとめの際の参考とする。
3	最近，学校での殺傷事件が頻発していることを非常に危惧している。子どもの安全も人権の重要な視点であるので，その点についての提言が欲しい。		第 2 章「各重要課題」の「子ども」のイ「今後の施策の在り方」において以下の記述を加える。 「...として捉えられるのではなく， <u>身体，生命の安全はもちろんのこと</u> ，自らの意思を表明する権利や...」
4	人権を考える際に必要なことは歴史的文脈で基本を抑えることであり，人権に関する記述について思想的な説明が抜け落ちている。 個々の課題も大切であるが，突然「人権」といわれると戸惑ってしまう。また「人権文化」はうなずけるが「啓発」は高みからみているようで嫌な感じを受ける。		人権の考え方が時代によって変遷してきたことはこれまでに検討を行ってきたため，特に追加的な記述は行わない。 また，「啓発」という用語については，既に定着しつつあると考えられるため用いることとする。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
5-1	ジェンダーに基づく固定的な役割分担について、現在ではむしろ抑制する動きがでてきている。その点についてもう少し論じるべき。		現状のままとし、必要に応じて第7回で検討する。
5-2	子どもの人権をめぐる問題は大人社会の反映であるという部分をもっと強調されてよい。また、アの項目で記述すべき。		記述、記載場所とも現状のままとし、必要に応じて第7回で検討する。
5-3	障害者の企業就職、社会参加の問題は、現状からすると提言の記述は絵空事に思える。		参考意見
5-4	外国人の項目イで「民族的偏見の払拭と民族的自覚の基礎の涵養」が分かりにくい。更に説明が必要ではないか。		現状のままとし、必要に応じて第7回で検討する。
5-5	ホームレスの問題は、市場競争原理で動く今の社会経済体制そのものを問題にしなければ解決しないのではないか。		現状のままとし、必要に応じて第7回で検討する。
5-6	プライバシーの侵害について、個人情報侵害するものとして何があるのかの具体的な記述や、漏洩、改ざんの問題も記述すべき。		第2章の「その他の課題」の「プライバシーの侵害」について下線部分を付加 「・・・おそれが高まっている。実際に、行政、民間を問わず年齢や家族構成などの個人情報が漏えいしたり、それらが商品化されて不正に取り扱われるという問題が発生している。」

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
5-7	<p>人権相談や救済は、行政から独立した機関を設け、その機関から市へ勧告を行うような機能を持たせるべき。</p> <p>また、相談・救済について、地域住民の人権を守るために必要なことは、国に積極的に働きかけるべきであるし、できることは自治体独自でも実施すべき。</p>		<p>第3章の3の「相談・救済」において、人権救済の仕組みの検討について記載していることから、特段の変更は行わない。</p>
5-8	<p>人権を論じる場合、少なくともイギリスのマグナカルタにまでさかのぼって考える必要があるのではないか。そして「権利のための闘争」が言われ自由権的な人権から生存権的・社会権的な人権へと広く深く意識され保障が求められていった過程、先人たちの血のにじむような努力が忘れられてはいけない。</p> <p>最近、いつまでも過去にとらわれず未来志向でという言葉聞くが、過去との誠実な対話なしに現在を肯定し、未来を考えることに危うさを感じる。</p>		<p>人権の考え方が時代によって変遷してきたことはこれまでに検討を行ってきたため、特段の変更は行わない。</p>
5-9	<p>今、私たちが暮らしている社会は、市場競争原理で動く社会経済体性をとっている。政治、法律、行政などの多くのことはその中に包含されている。そのような中で人権を論じるのは困難が多い。自由=善、規制=悪、と単純に割り切れないことを十分に知っておきたい。そのためにも、人間の権利が意識された原初とその後、今に至る過程をきちんと踏まえたい。</p>		<p>参考意見</p>

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
5-10	<p>人権擁護, 差別解消を論じる場合, それを侵し妨げるものは何かを正しく把握しておく必要がある。第一に政治的な公権力と経済的な権力が挙げられる。これらを真っ先に取り上げることなく人権を論じることは, まやかしの感を受ける。</p>		参考意見
6	<p>婚外子(非嫡出子)の問題が一切触れられていないことが残念である。この問題は, 国連子どもの権利委員会などから再三再四勧告を受けているところであり, 戸籍上の続柄記載や, 民法 900 条の相続差別など, 日本に唯一残される行政上の差別であるといえる。</p> <p>普段この問題を意識しない人々も, この社会的差別があることをやはり知っていて, そのために欧米諸国などでは事実婚のカップルが半数近くという国もある現状で, 日本は 99%以上の婚姻率を保っている。そのようにして, やはりこの国には「家制度」的なものが残り, その枠の中で女性たちが個性を生かした人生を送ることが出来ない(一向に改善されない性別役割分担意識)ということが, 今日の少子化問題にもつながっているように思う。</p>		第 2 章の「その他の課題」に項目を新たに追加する。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
7	<p>はじめに人権ありきではなく、国民の不断の努力によるのみ継続できるものであり、決して普遍的なものではないと考える。</p> <p>今後は地方自治体などの行政が前面に出る必要は全くないと考える。これからは NGO や NPO を後方からサポートする姿勢が必要である。</p>		<p>第1章の1「人権の基本的考え方」において「相互の人権の尊重」及び3「人権施策の基本方針」で「市民との協働による推進」、また、第3章の1「教育・啓発」の重点項目として「市民活動、NPO等への支援の充実」を記載していることから、特段の変更は行わない。</p>
8	<p>息子は軽度の知的障害を持っているが、障害者年金が不認定とされている。軽度といえどもアルバイトが精一杯であり、医療費等の負担も大きく、親子とも将来が不安である。軽度知的障害者について施策の改善をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親の退職、病気等に応じて障害者年金を受け取れる保障制度を設けること ・医療費の軽減 ・公的支援により必要な数のグループホーム及び職場を設けること ・知的障害者が、将来も安心安全に暮らせるためには、親が何をしておけばよいのかについての講習 ・知的障害者は冤罪を受けやすいため、関係者の養成課程等に知的障害者との交流など、障害について学ぶ機会を設けること 		<p>パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。</p>

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
9	<p>イベント型の啓発事業は効果があるか疑問である。見直すべきではないか。行政がイベントやパンフなどで啓発を行っても個々の家庭で人権について話題になることが少ないと思う。</p> <p>NPO 等による自主的な活動に対する支援が重要であるとともに、市民の社会生活に多くのかかわりを持っている企業が積極的に活動を行うことが重要ではないか。行政は市民団体や企業に対して個別に支援するだけでなく、両者を結びつけるなど、より効果的な活動ができるような支援を行うべき。</p>		<p>第3章の1「教育・啓発」において「市民活動、NPO 等への支援の充実」また「企業啓発及び企業における取組の支援」において、地域における啓発活動や市民活動との協働について記載していることから、特段の変更は行わない。</p>
10	<p>市主催の講演会に一度だけ誘われて参加したことがあるが、人権というテーマについて面白くて分かりやすい話をしていた。</p> <p>市内の大学で学んだが、在学中は市の人権関係のイベントについて知る機会がほとんどなかった。若者の参加の必要性について述べられているが、学生など若者に対してもっとイベント等についてアピールしてはどうか。</p>		<p>第3章の1「教育・啓発」の重点項目として「情報発信の強化」及び「大学・研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり」を記載していることから、特段の変更は行わない。</p>
11-1	<p>子ども：離婚は大抵の場合、子どもにとって深い傷になると思われることから、親はもっと熟慮すべきである。その上で、ネグレクトや子どもが孤独感等から閉じこもることなどがないよう、母子、父子家庭に対する支援が必要である。</p>		<p>第3章の1「教育・啓発」に「家庭教育」を重点項目として掲げ、「子育てに不安や悩みを抱える親等への支援体制の充実」について記載していることから、特段の変更は行わない。</p>

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
11-2	教育：学校に籍を置きながら授業を受けない人がいる一方で，経済的理由で学習の機会に恵まれない人がおり，常々理不尽であると感じている。		参考意見
11-3	人権学習：まず大人がしっかりと学ぶべきである。ボランティア活動がよいのかどうか分からないが，自分の肌で感じることで他人事ではすまなくなるのではないか。		第3章の1「教育・啓発」において「参加型，体験型事業の充実」を記載していることから，特段の変更は行わない。
12	大学生など若者を中心とした取組を推進するため，大学機関に働きかけを行ってはどうか。また，大学の教養課程に人権等の学習を盛りこんだり，行政の人権啓発事業を単位交換制度に組み込むなどできないか。		第3章の1「教育・啓発」において「大学・研究機関等との連携の強化と若者の活躍の場づくり」を記載していることから，特段の変更は行わない。 なお，パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても，事業実施の段階で必要性，可能性等を検討し，できる限り実施するよう提言する。
13-1	社会的に差別されたり色眼鏡で見られ，安定した職につけない母子家庭世帯は，極めて厳しい状況に置かれている。		第2章の「その他の課題」に新たに項目を追加する。
13-2	当事者の声を聞き，社会的，経済的弱者である子育て中の母子家庭世帯に対する支援策を早急に実施して欲しい。 ・一人親世帯の緊急雇用枠の実現 ・市営住宅がない上京地域居住の母子家庭世帯への緊急代替住宅供給の実現		なお，パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても，事業実施の段階で必要性，可能性等を検討し，できる限り実施するよう提言する。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
14-1	人権とは個人の考え方よりも豊かな生活を保障することから始まるのではないか。言論の自由や教育を受ける権利など、市民生活擁護や社会生活に必要な権利を確認することが第一で、人権を個人間に求めるのはあまりにも短絡的と考える。		参考意見 なお、第1章の「人権の基本的考え方」で述べている「相互の人権の尊重」は、人権の一つの側面を述べたものであり、行政施策の必要性を否定したり、また、人権問題の責任をすべて個人の意識に帰そうとするものではない。
14-2	人権の保障について、いわゆる「社会保障制度」のような使われ方とは異なっていると断りを入れているが、これは本来の人権の概念を独断で改変するものになっているのではないか。		参考意見 なお、人権の保障を含む人権施策の体系は、委員会において、市が行うべき人権施策を三つの体系に分類したものであり、第1章の基本的考え方で述べたような人権の考え方等を改変しようと意図するものではない。
14-3	同和問題について ・特別施策で建設された公営住宅について、全面的、無条件の一般公募を実現すべきである。また、すべての地域で老朽化した住宅の建替え計画を持ち、建替え対象者との協議による事業の推進を提案する。 ・保育所での同和問題に関する啓発は必要ないと考える。また、同和地区児童・生徒を対象にした「自己実現」なる特別施策は一切すべきではない。教育基本法に基づいた、一人一人を大切に教育が必要である。 ・コミュニティセンターの活用で「共生」とあるが、人間社会になじまないのをやめていただきたい。		参考意見

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
15	<p>ホームレスについて：福祉事務所での相談において、まだ若いから(65歳になっていないから)自分で働きなさい等の対応がよくきかれるが、これは隠れた人権侵害になっているのではないか。</p> <p>他の課題と同様に、教育の場においてもホームレスの問題を取り上げるべき。また、ホームレスが生きるために必要な持ち物等を勝手に処分しないよう公園、道路等の管理に従事する職員の研修が一層必要である。</p>		<p>ホームレスに関する具体的な施策については、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき実施されているところである。また、第4章の「計画の推進」の「職員研修」において、特に人権にかかわりの深い部署における職員研修の必要性について述べていることから、特段の変更は行わない。</p>
16	<p>提言にあるように、人権を十分に享有できていないことを訴えることのできない弱者に対して十分対応ができるようになれば、市の人権施策も及第点がつけることができるであろう。</p>		参考意見
17	<p>永い間、犯罪被害者に対する支援は放置されてきたが、過去の事件等を契機として、近年、犯罪被害者の人権に対する配慮は整備されつつある。</p> <p>犯罪被害者の方々は、侵害された人権について、その回復と尊厳を求めて相談機関に来られるが、本来的な人権回復には、相談機関の活動とともに、地域の住民、周囲の人々の暖かい思いやりと理解が必要である。私たち一人一人と行政が手を取り合って初めて犯罪被害者の方々の人権が守られ、その尊厳が保たれるのではないか。</p>		<p>参考意見</p> <p>なお、パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。</p>

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
18-1	人権という言葉に終始しており、差別するという視点が埋没してしまっていないか。特に「差別する側」に言及する箇所がほとんどなく、差別する側に問題があるという視点がもっと必要である。		参考意見
18-2	同和問題で、かつては小学校低学年では同程度の学力からスタートしていたが、現在では、最初から格差がある状態となっている。結果的に子どもたちが成長し、就業の段階で職業選択の幅が非常に限られている。また、企業の採用時の偏見を正していくことはもちろん、職業を自由に選択できる社会的状況等をつくっていくためには、まだまだ努力が必要である。		参考意見
18-3	同和問題とあるが、行政はいつまで「同和」を使い続けるのか。同和地区が法的になくなった現状では、「部落問題」あるいは「被差別部落」と明言したほうが、事の本質が見えやすくなるのではないか。		参考意見
18-4	例えばホームレスの問題は、個人がそこから抜け出すことが可能な課題であるが、部落であることは抜けることができない問題であり、それを並列に語ることはできないのではないか。それぞれ取りかかりやすい課題には具体的に今後の在り方が示されているが、そうっていない課題もあり、温度差が見える。		参考意見

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
19	<p>ホームレスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「就業機会の確保」は連絡先がない,住所が書けないなどの理由から大方は困難である。ウォーミングアップを必要とする人や仕事の創出が現実的な面もあり,仕事の創出も施策の中に入れるべきである。 ・「生活に関する相談や指導など」の中に「生活保護制度の適切な運用など」という文言をいれるべき。また,「安定した居住場所」の確保の文言についても,制度とつなげる文言がある方がよい。 ・地域での人権啓発の中に学校も入っていると思うが,青少年による襲撃事件が後を絶たないことから,是非「学校」という文言を入れて欲しい。 ・社会参加の機会がないので,市民との協働,ふれあいの場が保障されるよう,積極的な参加を拒否されないようにすべきである。 ・イベント等によって居場所を排除されないようにすべきである。 		<p>ホームレスに関する具体的な施策については「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき実施されているところであるが,パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても,事業実施の段階で必要性,可能性等を検討し,できる限り実施するよう提言する。</p>
20	<p>自分はホームレスであり,よく図書館を利用するが,図書館の開館時間を変更(延長)してほしい。</p>		<p>行政への要望として取り扱う</p>

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
21	ホームレスについて具体的な指針がでていない。人権啓発等を含めて具体的な案を出して欲しい。		ホームレスに関する具体的な施策については、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき実施されているところであるが、パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。
22	外国人について <ul style="list-style-type: none"> ・外国人ではなく外国籍市民とすべきではないか。 ・「ちがいを認めあうこと」を加える。民族的差別，偏見の大部分はこの違いを認めず，同化を強制する心理や政策が原因である。 ・保育・学校教育において教職員の継続的な研修，とりわけ管理職研修が必要である。また，子ども国際クラブなど子どもたちが異文化に触れ，学ぶ機会の提供が必要である。 ・就労について，「各事業所における外国籍労働者問題に対する人権教育の徹底」を加える。 ・多言語等への対応について，英語のほか「中国語，朝鮮(韓国)語，その他の言語」を加える。また，「区役所における外国籍市民の総合相談窓口の整備」を加える。 ・市民参加について，「言語，文化，専門知識など多方面での市民ボランティア活動の促進」を加える。 ・追加として，外国籍市民の高齢者等に対する支援措置 		パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても，事業実施の段階で必要性，可能性等を検討し，できる限り実施するよう提言する。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
23	同和問題について、現状と課題に部分で、「従来劣悪であった住環境や生活実態は大きく改善され」の「生活実態は」の後に「崇仁地区を除いて」を加える。		第2章の「各重要課題」を検討する際に参考とする。
24	中間報告は差別ありきが前面に出ている。もっと幅広い人権問題にしてはどうか。		参考意見
25	家庭教育が重点項目として挙げられているが、日常生活を通じて自らの姿を持って示していくことが果たして可能かどうか疑問が残る。家庭教育に対する支援では親子が一緒に考えるようなプログラムなどを実施し、むしろ親自身が自信を持って子育てができるように親に対する教育を重視してはどうか。		パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。
26	バリアフリー化された店や観光スポットを作っているような市民活動をもっと積極的に支援すべき。行政よりも市民活動を支援する方が結果として近道ではないか。		第1章の3「人権施策の基本方針」において「市民との協働」を掲げていることから、特段の変更は行わない。
27	人権が尊重されているかどうかは、分かりにくい部分があるので、人権に関する実態調査を積極的、長期的、定期的を実施すべきである。		第1章の3「人権施策の基本方針」において「総合的、戦略的な推進」を掲げていることから、特段の変更は行わない。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
28	計画の推進において、進行管理は分かるが、評価は難しい。特に、客観性を担保し、第三者的に評価することが本当に可能なのか。		第4章「計画の推進」において、評価の必要性等について記載していることから、特段の変更は行わない。
29	公務員の人権意識は低いという認識から出発すべき。また、不安感を解消するための監視カメラの設置などの監視社会の進行が、結果的に監視される社会になっておりプライバシーが保護されていない。更に行政の「公平性の原理」に人権をないがしろにする要素がある。		第4章「計画の推進」において、職員研修の必要性を記載していることから、特段の変更は行わない。
30	ホームレスについて ・現実には行政が直接ホームレスの方を支援するには限界があることを考えて、継続的に支援をしている民間団体への経済的な援助を行うことによって、確実に安定的にホームレスの方への支援が実行できるようにする。 ・荷物を一方的に廃除された経過があり、ホームレスの人権が今後も侵害されることのないようにするための制度作りが必要である。		ホームレスに関する具体的な施策については、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき実施されているところであるが、パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。

対応 : 全部または一部を提言に反映する, : 提言に含まれており特段の変更なし, : その他(検討の参考等)

番号	意見要旨	対応	対応
31	<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策に関する総合的な情報を提供するホームページの開設では、人権に係わる各団体とのリンクも検討すべき。 ・「京都市人権施策推進懇話会(仮称)」には、当事者の意見が反映されるようにしてほしい。そのためには、構成員に当事者を入れる必要がある。 ・区役所・支所における啓発事業の充実については、事業の中味の充実と併せて区民の参加をもっと促すような広報の仕方を工夫すべき。特に、子どもや若者へ働き掛けが重要である。各世代に応じた企画が必要である。 ・NPO等への支援は、資金面の支援だけでなく、市が行う啓発事業の中にNPO等が参加できる場をつくる必要がある。 ・企業啓発においては、参加者に自ら進んで人権について考えさせるような研修を行う必要がある。 ・世界人権問題研究センターは研究機関としてだけでなく、人権問題について幅広く活用できるようにすべきである。 ・人権相談については、市民に身近な機関である区役所の果たす役割が重要である。 ・人権啓発事業においては、人権について市民が親しめるような明るいイメージの企画が必要である。行政だけで企画するのではなく、民間のイベント企画のプロを活用して市民にアピールできるようなものにすべきである。 		<p>パブリック・コメントで提案された具体的な施策についても、事業実施の段階で必要性、可能性等を検討し、できる限り実施するよう提言する。</p>

